

2024 年 7 月 24 日

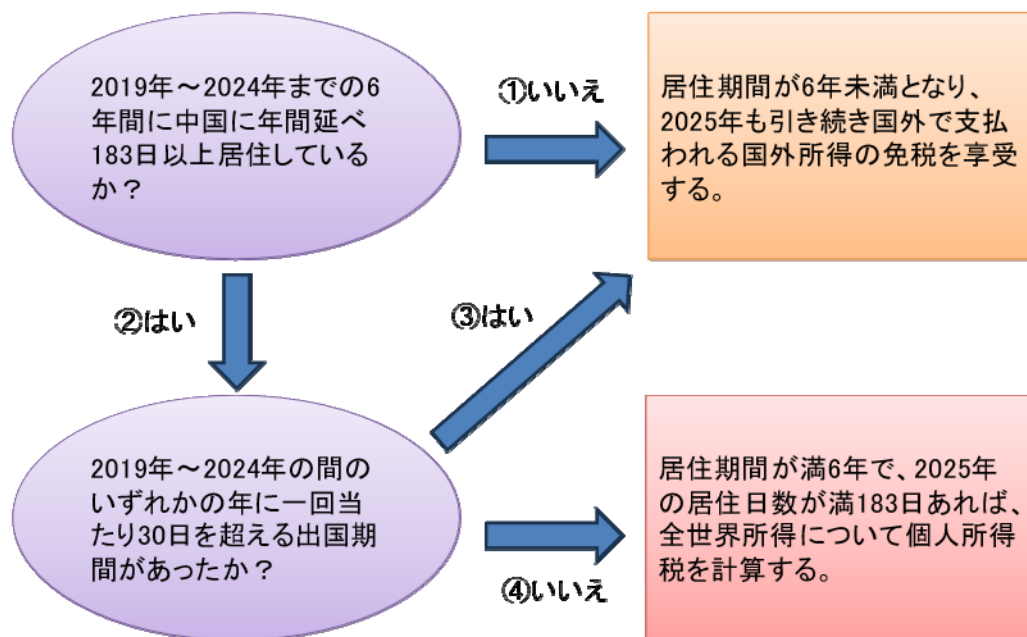
「LT会」会報第 24-10 号（総 264 号）

上海良图商务咨询有限公司（LTCC）

中国国内に住所がない個人の所得税の「6 年ルール」の対応

中国国内に住所がない個人（以下、「住所のない個人」という）の所得税の「6 年ルール」とは、外資を誘致し、外国籍人員の中国での就業を奨励し且つ対外交流を促進するための関連税法の規定に基づくものです。これにより、住所のない個人は、一納税年度内の中国国内での居住日数が累計で満 183 日以上に達する年度が連続して 6 年未満の場合、当該納税年度において国外の組織/個人から支払われる所得については、個人所得税の納付が免除されます。当該 6 年の起算年度は 2019 年（2019 年を含む）以降とされており、今年（2024 年）はちょうど 6 年目にあたります。企業におかれては、住所のない個人の従業員の中国での居住状況の判断や免税周期の再計算方法、さらには居住期間が満 6 年になった場合の申告方法など、様々な疑問に直面されることと思われます。そこで、今回はこれらの疑問点について解説したいと思います。

一、住所のない個人が中国に居住して 6 年に満たすか否かについての判断方法は、以下のフローチャートの通り



説明：(1) 中国国内居住日数：中国内での滞在が満 24 時間になった日を中国内居住日数と計算し、中国内での滞在が 24 時間未満の日は中国内居住日数にいない。

(2) 「中国国内に住所を有しない」とは、戸籍、家庭、および経済的な利益関係により、中国国

内で継続的に居住しないことを言う。一般的な例として、仕事、学業、親族訪問、旅行等で中国に居住/滞在するが、これらの理由がなくなったら中国を離れる場合、中国内に住所を有さないものとみなす。

二、6年ルールがリセットされる可能性及びリセット方法

『中華人民共和国個人所得税法实施条例』に基づき、中国国内における累計居住日数が183日未満又は1度に30日を超える出国があった場合、その中国国内の居住期間が累計183日に達した年度の連続年数はリセットされます。

例：Aさんは住所のない個人であり、2013年1月1日に上海に来て仕事をし、2026年8月30日に日本に戻って仕事をしていた。

(ケース1) 2024年8月1日から9月15日まで公務のため臨時的に日本に戻ったが、他の期間はずっと上海に滞在していた。

年度	2013年-2018年	2019年-2024年	2025年	2026年
課税範囲	2019年以前は旧税法に基づいて計算する	➤ 国外で支払われる国外所得免税 ➤ 2024年に一度の出国で30日を超えた状況があったため、6年ルールはリセット	➤ 国外で支払われる国外所得免税 ➤ 2025年が新6年ルールの初年度となる	➤ 国外で支払われる国外所得免税 ➤ 2026年が新6年ルールの2年目となる

(ケース2) 2025年2月1日から3月15日まで公務のため臨時的に日本に戻ったが、他の期間はずっと上海に滞在していた。

年度	2013年-2018年	2019年-2024年	2025年	2026年
課税範囲	2019年以前は旧税法に基づいて計算する	➤ 国外で支払われる国外所得免税	➤ 満6年(2019年-2024年)であるため、2025年は全世界所得課税 ➤ 2025年に一度の出国で30日を超えた状況があったため、6年ルールはリセット	➤ 国外で支払われる国外所得免税 ➤ 2026年が新6年ルールの初年度となる

三、住所のない個人が中国に滞在して6年を満たす場合、個人所得税の課税範囲に変わりがあるかどうか

住所のない個人が中国に滞在して6年に達する場合、国外で支払われる国外所得も課税対象となります。その国外所得とは、以下をご参考ください。

「国外源泉所得に係る個人所得税政策に関する公告」（財政部、国家税務総局公告[2020]3号）

所得項目	中国国外源泉所得の範囲
給与・賃金所得 労務報酬所得	就職、被雇用、契約履行等により、中国国外で役務を提供することにより取得する所得
原稿料所得	中国国外の企業及びその他の組織が支払い、かつ負担する原稿料所得
使用料	各種権利の中国国外での使用を許諾することにより取得する所得
経営所得	中国国外で生産、経営活動に従事することにより取得する生産、経営活動に関連する所得
利息、配当、株式利子所得	中国国外の企業、その他の組織及び非居住者個人から取得する利息、配当、株式利子所得
財産賃貸所得	中国国外で使用する財産を借手に賃貸することにより取得する所得
財産譲渡所得	中国国外の不動産の譲渡、中国国外の企業及びその他の組織に対する投資により形成された権益性資産（例えば、株式、持分及びその他の権益性資産）の譲渡、或いは中国国外におけるその他の資産の譲渡により取得する所得
一時所得	中国国外の企業、その他の組織及び非居住者個人が支払い、かつ負担する一時所得

今年(2024年)は「6年ルール」の最終年にあたるため、滞在満6年の従業員が在籍する場合、2025年度に全世界所得課税に切り替わることを留意する必要があります。企業におかれては、今年で滞在満6年となる住所のない個人従業員について事前に把握し、計画的に対応されることをお勧めします。対象者に対して納税義務を速やかに告知し、申告納税の準備を行い、納税漏れのリスクを回避する必要があるでしょう。

以上